

京都市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年4月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市斎場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市斎場条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第65号）の  
施行期日は、平成28年5月1日とする。

（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）